

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	雪堆積場産業廃棄物処理業務		
発 注 課	建設局土木部雪対策室事業課		
選 定 事 業 者	株式会社 公清企業		
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）			
雪堆積場から発生する産業廃棄物は品目の特定が難しく、雪堆積場用地の占用期間も限られていることから、全ての雪堆積場で産業廃棄物の回収が終わり、数量・品目の確定まで業務発注を待つことは不可能である。また、雪堆積場は札幌市のみならず、隣接する石狩市、北広島市にも点在している。そのため、産業廃棄物収集運搬業の許可品目が最も多く、札幌市及び北海道の産業廃棄物収集運搬業の許可、札幌市の産業廃棄物処分業の許可を持ち、各地の雪堆積場から産業廃棄物の収集運搬・処理を一元化出来るのは上記業者の他にないことから、特定随意契約とするものである。			
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）		
決 定 日	令和4年 4月 21日		